

(参考資料)

北海道農政部農業土木工事関係
請負工事検査方法書

(空白)

農地開発部所管工事検査方法書の制定について

〔 昭和46年9月14日改一第417号
各支庁長あて 農地開発部長 〕

一部改正 令和4年(2022年)1月12日事調第914号改正

昭和46年8月6日づけ局総第373号をもって統一された北海道請負工事検査要領の制定を見たので、当部において施行中の「北海道農地開拓部所管土地改良事業等請負工事検査並びに土地改良補助事業等工事検定要領」はこれを廃止し、新要領第6、2項の規定に基づき当部所管請負工事の検査方法書を次のとおり定めたので取扱いについて遺憾のないようにしてください。

なお、土地改良補助事業についても従来どおり北海道請負工事検査要領並びに本方法書を準用するので念のため申し添えます。

(農村振興局事業調整課 技術指導係 27-182)

北海道農政部農業土木関係請負工事検査方法書

(総則)

第1条 北海道農政部が所掌する農業土木関係請負工事の検査の方法は、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」。以下「要領」という。）第6の2項の規定により、この方法書の定めるところによるものとする。

(検査の種類及び目的)

第2条 検査の種類は、要領第2で定められているもののほか、部分使用検査、契約不適合修補工事完了検査を加えたものとし、その目的については次の各号によるものとする。

(1) 工事完成検査、でき形部分等検査及び指定部分検査（以下「完成検査」という。）

工事目的物が設計図書に定められたでき形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、受注者から工事目的物の引渡しを受け請負代金を支払う。

(2) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証部分が設計図書に定められたでき形や品質が確保されていることを確認するために行う検査で、跡請保証金を返還する。

(3) 中間検査

工事実施状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、工事の手戻りを防ぎ技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図る。

対象工事、実施時期については、中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認したでき形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き完成検査時の確認を省略することができる。

(4) 部分使用検査

工事途中において、支出負担行為担当者が工事目的物の全部又は一部を使用する必要が生じた場合に、使用目的に適合する品質、でき形を確認するために行う検査で、受注者と部分使用にかかる部分の承諾について認識の相違がないよう確認事項を书面化する。

(5) 契約不適合修補工事完了検査

工事完成後に契約不適合が発見され、その修補工事の完了を確認するために行う検査で、被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

(検査の立会)

第3条 検査員は、検査にあたって必要に応じ、当該工事に係る工事監督員の立会いを求めることができる。

(検査の準備)

第4条 検査員は、検査にあたって工事監督員及び受注者に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備させるものとする。

(検査の内容)

第5条 検査は、当該工事の出来高を対象として、原則として現地で行うものとし、設計図書に基づき工事の実施状況、でき形、品質及び出来ばえについて合否の判定を行うものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事監督員または受注者に対して、施工状況、施工資料について事実の説明を求めることができる。

(工事実施状況の検査)

第6条 検査員は、工事目的物が適正な施工管理のもとで施工されたか否かを確認するため、工事実施状況の検査を行うものとする。検査にあたっては、別表1に掲げる事項に留意して行い、各種の記録（写真及び施工管理記録等）により確認する。

(工事のでき形及び品質の検査)

第7条 検査員は、工事目的物が使用目的を満足するよう定められた規格値内に収まっているか否かを確認するために、工事のでき形及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては工種別検査基準（別表第2）に基づき行い、各種の記録（写真及び施工管理記録等）と設計図書を対比して合否を判定する。ただし、設計よりでき形が過大であっても、関連する工事又は効用上支障がないと認めるときは、合格とする。

(出来ばえの検査)

第8条 検査員は、工事目的物が美観的に優れ機能的に仕上がっているか否か、出来ばえの検査を行うものとする。検査にあたっては、仕上がり面、とおり、すり付け等のほか、色、艶などの全般的な外観とともに、機能面についても目視、観察により確認する。

(破壊検査)

第9条 検査員は、外部からの観察、出来形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により工事目的物のでき形及び品質の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて当該目的物を最小限度破壊、若しくは分解、又は試験により検査を行うものとする。

(工事検査報告書)

第10条 検査員は、工事検査報告書（別記様式－1）に当該検査の確認事項、特筆すべき事項を記載し、支出負担行為担当者に、速やかに提出するものとする。

(検査合格の取扱い)

第11条 当該工事目的物が検査に合格した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領第7によるものとする。
- (2) 中間検査
検査員は、中間検査報告書（別記様式－2）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。
- (3) 部分使用検査
検査員は、部分使用検査報告書（別記様式－3）に部分使用にかかる部分の確認事項を記載し、部分使用確認書（別記様式－4）を現場代理人と取り交わし、これを支出負担行為担当者に提出するものとする。ただし、面工事に伴う受益農家の部分使用においては「面工事に伴う受益農家の部分使用に係る事務取扱いについて」によるものとする。
- (4) 契約不適合修補工事完了検査
検査員は、契約不適合修補工事検査報告書（別記様式－5）に当該検査の確認事項を記載し、修補請求者に提出するとともに被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

(検査不合格の取扱い)

第12条 当該工事目的物が検査に合格しない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領第7によるものとする。
- (2) 中間検査
検査員は、中間検査の結果、当該工事の実施状況、でき形及び品質について設計図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。
- (3) 部分使用検査
検査員は、部分使用検査の結果、当該使用部分のでき形及び品質について設計図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、部分使用検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。
- (4) 契約不適合修補工事完了検査
検査員は、契約不適合修補工事完了検査の結果、合格しない場合は、契約不適合修補工事検査報告書にその旨を記載し、修補請求者に提出するものとする。

(検査の中止)

第13条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。

- (1) 受注者若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき
- (2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき

(緊急措置)

第14条 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受注者に指示するとともに、速やかにその旨を支出負担行為担当者に報告しなければならない。

(工事施行成績の評定)

第15条 検査員は、工事が完成検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）に基づき評定を行い、工事施行成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

(建築工事における検査)

第16条 北海道農政部が所掌する建築工事の検査方法については、北海道建設部管轄工事検査方法書に基づき実施することとする。

(その他)

第17条 この方法書は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

別表 1

工事实施状況の検査留意事項

項目		関係書類	留意事項
1	設計図書の 履行状況	施工計画書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書の提出時期 ・ 現場条件又は計画内容の変更に伴う協議状況 ・ 工事カルテ（コリンズ）への登録
2	施工体制状況	施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担と責任の範囲 ・ 施工体制台帳及び施工体系図の整備
3	工事施工状況	契約図書 施工計画書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書の照査の実施 ・ 施工計画書に則った施工方法 ・ 段階確認の適切な実施 ・ 文書による改善指示又は改造請求の有無
4	建設副産物及び 建設廃棄物	施工計画書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物の適正処理及びリサイクルへの取り組み
5	施工管理状況	施工計画書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内検査体制及び品質管理体制 ・ 関係書類及び資料整理状況
6	工事材料・支給 品及び貸与品	材料検査資料 支給及び貸与に関する書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事材料の検査状況 ・ 支給、受領、使用、保管及び返納の処理状況
7	現場発生品	発生材報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生品の処理状況

※ 1 留意事項は「工事成績評定基準」工事成績採点の考査項目別運用表様式－ 5 K①の関連項目。

※ 2 「工事成績評定基準」第 1 通則に基づき、工事監督員が確認する施工プロセスチェックの結果について確認する。

農政部所管工事検査方法書の改正及び中間検査実施基準の制定について

〔平成16年2月3日設計第10220号〕
各支庁長あて 農政部長

一部改正 令和4年(2022年)1月12日事調第914号改正

農政部所管の検査については、平成13年3月27日付け設計第1832号で通知した「工事検査方法書」により行っているところですが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、契約の一層の適切な履行による品質確保が大きな課題となっていることから、「公共工事の施工状況の評価」及び「施工体制の把握の徹底」を図るため、別紙のとおり検査方法書を改正するとともに、新たに中間検査実施基準を制定したのでお知らせします。

なお、適用については次のとおりとしますので、検査業務の適切な執行をお願いします。

記

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 適用範囲 | 農業農村整備事業等の道営工事 |
| 2 適用年月日 | 平成16年4月1日以降の工事検査 |
| 3 その他 | 団体営土地改良事業等については本方法書を参考にしてください。 |

(農村振興局事業調整課 技術指導係 27-182)

中間検査実施基準

(目的)

第1 この実施基準は、重要構造物工事等で、完成検査時に不可視となる部分や施工中の各段階確認における施工状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認することにより、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図ることを目的とする。

また、監督体制強化を実施する工事について、工事の適正かつ効率的な施工の確保を図るため、品質及び契約の適正な履行を確認するとともに、技術水準の向上に資することを目的とし、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達）及び北海道農政部農業土木関係請負工事検査方法書に基づく、中間検査の実施に必要な事項を定める。

(対象工事)

第2 中間検査の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当初契約金額7千万円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事のうち、構造物に欠陥があることで重大な管理上の契約不適合が予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、施工部分が水中又は地中に没する等により、完了検査時に行うでき形、品質の確認が著しく困難と予想される工事。

ただし、面工事（区画整理、草地整備、暗渠排水、客土等）の場合は除くものとする。

なお、別添2「中間検査実施基準の運用について」を参考に決定するものとする。

(2) 監督体制強化を実施する工事。ただし、面工事（区画整理、草地整備、暗渠排水、客土等）の場合は除くものとする。

なお、「別添3の監督体制強化工事における中間検査実施基準の運用について」を参考に決定するものとする。

(3) 支出負担行為担当者が必要と認めた工事

(実施時期の指定)

第3 中間検査の実施時期は、原則として、特記仕様書で指定するものとする。

2 前項の他、中間検査が必要と認められる場合は、工事監督員は支出負担行為担当者に検査の実施について上申できるものとする。

(検査の実施)

第4 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告するものとする。

2 工事監督員は、受注者からの報告後、速やかに支出負担行為担当者に中間検査上申書（別記様式-6）を提出するものとする。

- 3 支出負担行為担当者は、工事監督員からの上申に基づき、検査員を指定し通知する。
- 4 検査員は、中間検査可能日以降速やかに検査を実施するものとする。

(関係資料の準備)

第5 工事監督員及び受注者は、検査に際して次に掲げる関係資料を準備するものとする。

- (1) 契約図書（契約書、設計図書）
- (2) 施工計画書
- (3) 工事施工協議簿
- (4) 立会・段階確認資料
- (5) 中間検査時での試験成績表、搬入主要資材検収整理簿、品質管理図表、社内検査結果
- (6) 中間検査時での測定結果一覧表、出来形管理図
- (7) 中間検査時での出来形図
- (8) 工事写真
- (9) その他資料（支給材料等）

(でき形部分等検査との関係)

第6 中間検査の内容ができ形部分等検査に含まれる場合は、中間検査を省略することができるものとする。

(中間検査の「でき形部分等」の請負代金の支払いについて)

第7 中間検査は検査日までに完成したでき形部分については、技術的確認は行うが「でき形部分等」に相当する請負代金の支払い対象とはしない。

(その他)

第8 この基準は公表するものとし、その方法については「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

中間検査実施基準の運用について

(対象工事個別事例)

対象工事及び実施時期については、次表を参考とするものとする。

なお、中間検査の対象工事が分割施工で繰り返し行われることが想定される場合には、最初の工程を中間検査の対象とし、技術的指導に基づき施工管理及び品質管理方法を確立し、それ以降は工事監督員の段階確認を活用する等、効率的に対応するものとする。

また、監督体制強化を実施する工事と重複する場合においては、検査を兼ねることができるものとする。

工 事	内 容	実施時期
コンクリート工事	現場打ちで行うコンクリート構造物の躯体（函渠工、擁壁等）	躯体完了時
橋梁工事	ア）同一工事で、下部工と上部工を施工する場合 イ）桁製作から架設までを行う橋梁上部工	下部工完了時 床版工完成時、ポステン桁の完成時、場所打ちコンクリート床版の完成時
鋼橋製作架設及び施設機械工事	同一工事で、工場製作から設置までを行う場合	鋼橋・水門橋・水門扉・可動堰・防雪柵等、製作工場における製作及び仮組の完了した時、現場据付時
道路工事	同一工事で、路盤工と舗装工を施工する場合	路盤工完了時
本体工事	同一工事で、ケーソン、鋼製函の本体工製作と据付を行う場合	ケーソン、鋼製函据付前
トンネル工事 (シールド工事を含む)	同一工事で、掘削と覆工コンクリートを施工する場合	覆工コンクリート打設前
基礎工事	重要構造物の基礎工	基礎工完了時
その他 (上記以外の工事)	ア) 事業担当課が別途指定する工事	適宜

別添 3

監督体制強化における中間検査実施基準の運用について

(対象工事個別事例)

監督体制強化を実施する工事については、次表を参考とするものとする。

工 事	内 容
道路工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁下部工の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 ・ 舗装工の路盤が 1 / 2 程度完了時又は完了時 ・ 橋梁上部工（鋼橋）の架設作業の初期段階又は仮組立時 ・ 橋梁上部工（コンクリート橋）の架設作業の初期段階又はコンクリート打設一部完了時
水路工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
河川及び排水路工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
管水路工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
畑かん施設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
海岸工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎工完了時又は主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
施設機械工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場製作完了時（仮組立時含む）、現場据付時（据付基礎金物の取付時点、接合後等）
電気・通信設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場製作完了時（性能試験時含む）、現場据付時
その他 (上記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多工種にわたる工事については、主たる工種の項目で実施 ・ 構造物の基礎工完了時 ・ 鉄筋組立完了時 ・ 構造物の埋戻前 ・ 変化点が明瞭でない工事については、主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

（支出負担行為担当者） 様

所 属

検査員 職氏名

工事番号 _____

工 事 名 _____

上記建設工事に係る工事検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

受注者		契約工期 (当初)	年 月 日 ~ 年 月 日
請負金額	円 (当初)	(最終)	年 月 日
	円 (最終)	検査年月日	年 月 日
検査員所見			
その他特記事項			

注 検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

別記様式－２（検査）

中間検査報告書 (第 回)

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属

検査員 職氏名

工事番号 _____

工 事 名 _____

上記建設工事に係る中間検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

受注者		契約工期 (当初)	年 月 日 ~ 年 月 日
請負金額	円 (当初)	検査年月日	年 月 日
検査員所見		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
その他特記事項		
		
		
		

注 検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

部分使用検査報告書

年 月 日

（支出負担行為担当者） 様

所 属

検査員 職氏名

工事番号 _____

工 事 名 _____

上記建設工事に係る部分使用検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

受注者		契約工期 (当初)	年 月 日 ~ 年 月 日
請負金額	円 (当初)	検査年月日	年 月 日
検査員所見		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
その他特記事項		
		
		
		

注 検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

部 分 使 用 確 認 書

工 事 名 _____

上記建設工事の部分使用に係る部分について、検査の結果、使用目的に適合することを確認した。

年 月 日

検査員 職氏名

現場代理人氏名

別記様式－5（検査）

契約不適合修補工事検査報告書

年 月 日

集補請求者

（支出負担行為担当者） 様

所 属

検査員 職氏名

工事箇所

（工事名）

上記契約不適合修補工事完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

被修補請求者		検査年月日	年 月 日
検査員所見			

注 検査員所見は、実測内容や特筆すべき事項を検査項目別に記載すること。

別記様式－6（検査）

中間検査上申書
(第 回)

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属

主任監督員 職氏名

監督員 職氏名

(工事番号)

工 事 名

上記建設工事について、次に示す箇所の中間検査を上申します。

受注者				
現工期	着工	年 月 日	完成	年 月 日
現請負金額	円			
中間検査箇所 及び内容				
検査実施可能日	年 月 日 以降			

注 「検査箇所及び内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。
なお、中間検査の実施に係る特記仕様書を添付することで記載を簡略化できる。

別表第2
(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
3	3	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) 鋼矢板・軽量鋼矢板・コンクリート矢板・広幅鋼矢板・可とう鋼矢板	基準高 根入長 変位	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	資材検収
3	3	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 吹付枠中心間隔 高さ 幅 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
3	3	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
3	3	6	1	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	厚さ 法長 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
3	3	7	1	種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 植生筋芝工 人工張芝工 植生穴工	法長 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
3	3	7	2	植生工 (厚層基材吹付工) (客土吹付工)	厚さ 法長 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
3	3	8		縁石工	延長	適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
3	3	9		小型標識工	延長	適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
3	3	10		防止柵工(ガードパイプ立入防止柵)	基礎 幅 高さ	適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
					パイプ等取付高	適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
3	3	11	1	防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅 高さ	適宜決定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
					ビーム取付高	適宜決定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
3	3	11	2	防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 高さ 長さ	適宜決定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
					ケーブル取付高	適宜決定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
3	3	12		区画線	幅 長さ 路面表示幅 路面表示長さ 文字の矢印の寸法	適宜決定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
3	3	13		道路付属物工 (視線誘導標工)	高さ	適宜決定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
3	3	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (※シミュレーション 仮組立検査を含む)	部材精 度 フランジ幅 腹板高 腹板間隔 板の平面度 フランジの鉛直度 部材長 圧縮材の曲り	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
3	3	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (※シミュレーション 仮組立検査を含む)	仮組 立時 全長、支間長 主桁、主構の中心間距 離 主構の組立高さ 主桁、主構の通り 主桁、主構のそり 主桁、主構の橋端にお ける出入り差 主桁、主構の鉛直度 現場継手部のすき間	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
3	3	14	2	鋼橋の仮組立てによ る検査を実施しない 場合の施工管理基準 及び規格値	フランジ幅 腹板高 腹板間隔 板の平面度 フランジの鉛直度 部材長	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	

別表第2
 (次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
3	1	3	15	工場塗装	塗膜厚	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
3	1	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ 延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 箇所単位のもの適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	資材検収 品質管理
3	1	4	3	法留基礎工	基準高 幅 高さ 延長	施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所測定する。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
3	1	4	4	1 2 既設杭工 木杭工	基準高 根入長 偏心量	1基又は1目地当たり1箇所以上測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	資材検収 支持力測定
3	1	4	5	場所打杭工	基準高 根入長 偏心量 杭径	1基又は1目地当たり1箇所以上測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	資材検収 支持力測定
3	1	4	6	深礎工	基準高 根入長 偏心量 杭径	1基又は1目地当たり1箇所以上測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	資材検収 支持力測定
3	1	4	7	オープンケソン 基礎工	基準高 ケソンの長さ 幅 高さ 壁厚 偏心量	構造図の寸法表示箇所を適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	1	4	8	ニューマチック ケソン基礎工	基準高 ケソンの長さ 幅 高さ 壁厚 偏心量	構造図の寸法表示箇所を適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	1	4	9	鋼管矢板基礎工	基準高 根入長 偏心量	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	資材検収 支持力測定

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
3	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積工) (コンクリートブロック張工)	厚さ 法長 基準高 延長	施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
3	5	4		緑化ブロック工		3-5-3コンクリートブロック工に準ずる。		
3	5	5		石積(張)工	基準高 法長 厚さ 延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
3	6	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 厚さ 幅	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	6	5	2	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 厚さについては施工面積1,000㎡につき1箇所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積1,000㎡未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収

別表第2
 (次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
3	6	5	3	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ 幅	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 厚さについては施工面積1,000㎡につき1箇所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積1,000㎡未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	6	5	4	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ 幅 平坦性	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 厚さについては施工面積1,000㎡につき1箇所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積1,000㎡未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	6	5	5	アスファルト舗装工 (歩道舗装工) (路肩舗装工) (取付道路舗装工)	厚さ 幅	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 厚さについては施工面積1,000㎡につき1箇所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積1,000㎡未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	6	6	1	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ 幅 平坦性 目地段差	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 厚さについては施工面積1,000㎡につき1箇所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積1,000㎡未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	6	6	2	コンクリート舗装工 (セメント安定処理)	厚さ 幅	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 厚さについては施工面積1,000㎡につき1箇所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積1,000㎡未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	10	6	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 根入長	基施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
3	10	6	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ 配置誤差	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
3	10	6	3	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 天端幅 法長	基施工延長おおむね200 ～300mにつき1箇所以上 測定する。 ただし、施工延長200m未 満は2箇所測定する。	施工管理記録によ るが場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
3	10	6	4	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高	基施工延長おおむね200 ～300mにつき1箇所以上 測定する。 ただし、施工延長200m未 満は2箇所測定する。	施工管理記録によ るが場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
4	3	2		掘削工	基準高 幅 法長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理
4	3	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高 幅 法長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理
4	3	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理
4	3	11		凍上抑制層		3-6-5-1アスファルト舗装工(下層路盤工)に準ずる。		
4	5	2		掘削工	基準高 法長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理
4	5	3		盛土工	基準高 幅 法長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理
4	5	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所とする。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
5	7	4		組立て	平均間隔 かぶり	おおむね5スパンに1箇所 以上測定する。 ただし、5スパン未満は2 箇所測定する。	施工管理記録によ る。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考	
6	用排水路	5	3	現場打コンクリート水路工	基準高 幅 高さ 厚さ 中心線のズレ スパン延長 施工延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収	
6	用排水路	5	4	プレキャスト水路工	基準高 延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収	
6	用排水路	6	3	コンクリートブロック工 (連節ブロック工) (シート)	基準高 幅 法長 施工延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収	
6	用排水路	6	5	1	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 延長	施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所測定する。 箇所単位の場合は適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
6	用排水路	6	5	2	多自然型護岸工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ 延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
6	用排水路	6	8	1	護岸付属物工 (じゃかご)	法長 厚さ	施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所測定する。 箇所単位の場合は適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
6	用排水路	6	10	柵渠工(親柱にH型鋼・コンクリート製品等を使用する場合)	基準高 施工延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収	
6	用排水路	8	5	現場打カルバート工	基準高 厚さ 幅(内法) 高さ 延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考		
6	用排水路工事	8	カルバート工	6	1	プレキャスト カルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ※幅 ※高さ 延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。 ※印は現場打部分のある場合	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
6	用排水路工事	9	サイホン工	4		現場打サイホン工	基準高 幅 高さ 厚さ 中心線のズレ 延長	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
6	用排水路工事	10	分水工	4		現場打分水工	中心線のズレ 基準高 長さ又は間隔 高さ 幅 厚さ 流水に接する面の目違い	構造図の寸法表示箇所を適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理
6	用排水路工事	11	落差工	4		現場打落差工		6-10-4現場打分水工に準ずる。		
6	用排水路工事	12	放水工	4		現場打放水工		6-10-4現場打分水工に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
7	5	1		コンクリート管類設置工	基準高 埋設深 中心線のズレ 施工延長 ジョイント間隔	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレ、ジョイント間隔については適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
7	5	2	1	硬質ポリ塩化ビニル管布設工	基準高 埋設深 中心線のズレ 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
			2	ポリエチレン管布設工	基準高 埋設深 中心線のズレ 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
7	5	3		強化プラスチック複合管布設工	基準高 埋設深 中心線のズレ 施工延長 ジョイント間隔	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレ、ジョイント間隔については適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
			4	ダクタイル鋳鉄管布設工	基準高 埋設深 中心線のズレ 施工延長 ジョイント間隔	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレ、ジョイント間隔については適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
					たわみ率	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理
7	5	5		鋼管布設工	基準高 埋設深 中心線のズレ 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
					たわみ率	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
8	4	1	1	盛立工 (コア一部)	基準高 外側境界線	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
8	4	1	2	盛立工 (フィルター部)	基準高 外側境界線 盛土幅	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
8	4	1	3	盛立工 (ロック部)	基準高 外側境界線	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
8	6	1		コンクリート工	基準高 ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ 長さ	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考	
9	コンクリート橋上部	3	2	プレビーム用桁製作工	部材 (フランジ幅 W) (腹板高 h) (フランジの直角度) (部材長) 仮組立時 (主桁のそり)	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。		
9	コンクリート橋上部	4	2	1	プレテンション桁購入工 (桁橋)	桁長 断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	4	2	2	プレテンション桁購入工 (スラブ橋)	桁長 断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	4	3		ポストテンション桁製作工	幅 (上) 幅 (下) 高さ 桁長 スパン長 横方向、最大タワミ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	4	4		プレキャストセグメント購入工	桁長 断面の外形寸法	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	4	5		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 スパン長 横方向、最大タワミ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
9	4	6	1	支承工 (鋼性支承)	据付け高さ 可動支承の移動可能量 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 下沓の水平度 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差 可動支承の移動量 可動支承の移動量	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	4	6	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 可動支承の移動可能量 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 下沓の水平度 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差 可動支承の移動量 可動支承の移動量	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	4	7		架設工(クレーン架 設)	全長・支間 けたの中心間距離	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
		8		架設工(架設桁架 設)	そり			
9	4	9		床版・横組工		10-6-2 床版工に準ず る。		
9	4	10		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長 アンカーボルト定着長	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
9	コンクリート橋上部	5	2	プレベーム桁製作工(現場)	幅 高さ 桁長 スパン長 横方向、最大タワミ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	5	3	1	支承工 (鋼製支承)		9-4-6-1 支承工(鋼製支 承)に準ずる。	
9	コンクリート橋上部	5	3	2	支承工 (ゴム支承)		9-4-6-2 支承工(ゴム支 承)に準ずる。	
9	コンクリート橋上部	6	2		架設支保工(固定)		9-4-7 架設工に準ずる。	
9	コンクリート橋上部	6	3	1	支承工 (鋼製支承)		9-4-6-1 支承工(鋼製支 承)に準ずる。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
9	6	3	2	支承工 (ゴム支承)		9-4-6-2 支承工(ゴム支承)に準ずる。		
9	6	4		PCホロースラブ 製作工	基準高 幅 厚さ 桁長 スパン長	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	7	2		架設支保工(固定)		9-6-2 架設支保工(固 定)に準ずる。		
9	7	3	1	支承工 (鋼製支承)		9-4-6-1 支承工(鋼製支 承)に準ずる。		
9	7	3	2	支承工 (ゴム支承)		9-4-6-2 支承工(ゴム支 承)に準ずる。		

別表第2
(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
9	コンクリート橋上部	7	RCホロースラブ施工	RC場所打ホロースラブ製作工		9-6-4 PCホロースラブ製作工に準ずる。		
9	コンクリート橋上部	8	PC版桁橋工	PC版桁製作工		9-6-4 PCホロースラブ製作工に準ずる。		
9	コンクリート橋上部	9	PC箱桁橋工	架設支保工(固定)		9-6-2 架設支保工(固定)に準ずる。		
9	コンクリート橋上部	9	PC箱桁橋工	PC箱桁製作工	基準高 幅(上) 幅(下) 内空幅 高さ 内空高さ 桁長 スパン長	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	10	PC片持箱桁橋工	PC片持箱桁製作工		9-9-4 PC箱桁製作工に 準ずる。		
9	コンクリート橋上部	10	PC片持箱桁橋工	架設工 (片持架設)		9-6-2 架設支保工(固 定)に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
9	コンクリート橋上部	11	2	PC押し出し箱桁製作工	幅(上) 幅(下) 内空幅 高さ 内空高さ 桁長 スパン長 横方向、最大タワミ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	11	3	架設工 (片持架設)		9-6-2 架設支保工(固 定)に準ずる。		
9	コンクリート橋上部	12	2	1 伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	12	2	2 伸縮装置工 (鋼フィンガー ジョイント)	高さ 据付け高さ 車線方向各点 誤差の相対差 表面の凹凸 縦方向間隔 横方向間隙 仕上げ高さ 歯型板面の歯咬み合い部の 高低差	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	12	4	地覆工	地覆の幅 b 地覆の高さ t 有効幅員 w	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
9	コンクリート橋上部	12	5 6	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	高さ 幅	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考	
10	鋼橋上部	3	工場製作工	1	鑄造工 (支承工(金属支承工))	接合用ボルト孔	孔の直径差 中心距離	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。
						アンカーボルト用孔	孔の径 孔の中心距離	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。
						センターボス	ボスの直径 ボスの高さ	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。
							上巻の橋軸び 直角方向の長さ寸法	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。
							全移動量	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。
						組立高さ	上、下面加工 仕上げ 組立高さ	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 鑄放し肉厚寸法 削り加工寸法 ガス切断寸法	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。
10	鋼橋上部	3	工場製作工	2	鑄造工 (支承工(大型ゴム支承工))	幅、長さ、直径 厚さ 平面度 平行度	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
10	鋼橋上部	3	工場製作工	3	桁製作工	3-3-14桁製作工に準ずる。			

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
10	鋼橋上部	3	4	工場製作工	部材長 部材	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
10	鋼橋上部	3	5	鋼製伸縮継手製作工	部材長 部材	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
					仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差 フィンガーの食い違い	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
10	鋼橋上部	3	6	鋼製耐震連結装置製作工	部材長 部材	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
10	鋼橋上部	3	7	鋼製排水管製作工	部材長 部材	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
10	鋼橋上部	3	8	橋梁用防護柵製作工	部材長 部材	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
10	鋼橋上部	3	12	アンカープレーム製作工	仮組立時 上面の水平度 鉛直度 高さ	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
10	鋼橋上部	3	13	工場塗装工		3-3-15 工場塗装に準ずる。		
10	鋼橋上部	3	14	仮設材製作工	部材長 部材	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考	
10	鋼橋上部	4	4	架設工 (クレーン架設)	全長・支間長の通り	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。		
		5	(ケーブルクレーン架 設)	主桁、主溝中心間距離					
		6	(ケーブルエレクショ ン架設)	主桁の橋端における出入差					
		7	(架設桁架設)	主桁、主構の鉛直度					
		8	(送出し架設)	現場継手部のすき間					
		9	(トラバラークレーン架 設)						
10	鋼橋上部	4	10	1	支承工 (鋼性支承)	据付け高さ 可動支承の移動可能量	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
					支承中心間隔 (橋軸直角方向) 下沓の水平度 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差 可動支承の移動量				
10	鋼橋上部	4	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 可動支承の移動可能量 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 下沓の水平度 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差 可動支承の移動量	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
10	鋼橋上部	5	3		現場塗装工	塗膜厚	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
					橋梁現場塗装工				
10	鋼橋上部	6	2		床版工	基準高 床版の幅(b) 床版の厚さ(t)	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
					鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	施工管理記録によ るが場合により実測			
10	鋼橋上部	7	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		9-12-2-1 伸縮装置工 (ゴムジョイント)に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
10	鋼橋上部	7	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)		9-12-2-2 伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)に 準ずる。		
10	鋼橋上部	7	3	落橋防止装置工		9-4-10 落橋防止装置工 に準ずる。		
10	鋼橋上部	7	5	地覆工		9-12-4 地覆工に準ず る。		
10	鋼橋上部	7	6	橋梁用防護柵工		9-12-5 橋梁用防護柵工 に準ずる。		
10	鋼橋上部	7	7	橋梁用高欄工		9-12-6 橋梁用高欄工に 準ずる。		
10	鋼橋上部	10	3	踏掛版工 コンクリート工	基準高 各部の長さ 各部の厚さ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
				踏掛版工 ラバシュー	各部の長さ 厚さ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
				踏掛版工 アンカーボルト	中心のズレ アンカー長	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考		
11	橋梁下部	5	橋台工	9	橋台躯体工	基準高 橋台の天端長 橋台の敷長 橋台の天端幅 橋台の敷幅 橋台の高さ 胸壁の高さ 控壁の厚さ 胸壁間距離 中心線の変位 支間長及び中心線の変位	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。		
					橋台躯体工 (支承部アンカーボルトの 箱抜き) 鋼製支承 ゴム支承	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。		
11	橋梁下部	6	RC橋台工	10	1	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 橋脚の天端長 橋脚の敷長 橋脚の天端幅 橋脚の敷幅 橋脚の高さ 橋脚中心間距離 支間長及び中心線の変位	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
						RC躯体工 (支承部アンカーボルトの 箱抜き) 鋼製支承 ゴム支承	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
11	橋梁下部	6	RC橋台工	10	2	RC躯体工 (ラーメン式)	基準高 橋脚の長さ 橋脚の幅 橋脚の基礎幅 橋脚の高さ 厚さ 橋脚中心間距離 支間長及び中心線の変位	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
11	橋梁下部	6	RC橋台工	11		刃口金物 製作工	刃口高さ 外周長 仮 組 立 時	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	

別表第2
 (次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
12	4	8		床版(堰体)工	基準高 幅 厚さ 高さ 長さ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収
12	4	9		堰柱工		12-4-8 床版(堰体)工 に準ずる。		
12	4	10		門柱工		12-4-8 床版(堰体)工 に準ずる。		
12	4	11		ゲート操作台工		12-4-8 床版(堰体)工 に準ずる。		
12	4	12		水叩(エプロン)工	基準高 幅 厚さ 高さ 長さ	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
12	4	13		洪水吐工		12-4-8 床版(堰体)工に準ずる。		
12	4	14		土砂吐工		12-4-8 床版(堰体)工に準ずる。		
12	4	15		取付擁壁工		12-4-8 床版(堰体)工に準ずる。		
12	5	1		一般事項 (異形ブロック)	基準高 面積	施工面積500㎡につき1箇所 の割合で測定する。 ただし、施工面積500㎡は 2箇所測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
13	3	5		本体工		5-7-4 組立てに準ずる。		

別表第2
(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考	
14	道路	6	7	現場打擁壁工	基準高 幅 高さ 控壁の厚さ 裏込厚さ 延長	施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所測定する。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理	
14	道路	6	8	プレキャスト擁壁工	基準高 延長	施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所測定する。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理	
14	道路	6	9	補強土壁工	基準高 高さ 鉛直度 控え長さ 延長	施工延長おおむね200～300mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長200m未満は2箇所測定する。 箇所単位のもの適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収 品質管理	
14	道路	9	3	1	側溝工 (素掘側溝)	基準高 幅 高さ 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
14	道路	10	3		路盤工 (車道・歩道・取付道路) 歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高 厚さ 幅	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
14	道路	11	3	1	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		3-6-5-2 アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)に準ずる。		
14	道路	11	3	2	アスファルト舗装工 (基層工)		3-6-5-3 アスファルト舗装工(基層工)に準ずる。		
14	道路	11	3	3	アスファルト舗装工 (表層工)		3-6-5-4 アスファルト舗装工(表層工)に準ずる。		
14	道路	11	3	4	アスファルト舗装工 (歩道舗装工) (路肩舗装工) (取付道路舗装工)		3-6-5-5 アスファルト舗装工歩道舗装工(路肩舗装工)(取付道路舗装工)に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
14	道路	11	4	1	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	3-6-6-1 コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)に準ずる。		
14	道路	11	4	2	コンクリート舗装工 [上層路盤工(セメント安定処理工)]	3-6-6-2 コンクリート舗装工[上層路盤工(セメント安定処理工)]に準ずる。		
14	道路	13	3	1	防護柵工 (ガードレール)	3-3-11-1 防護柵工(ガードレール)に準ずる。		
14	道路	13	3	2	防護柵工 (ガードケーブル)	3-3-11-2 防護柵工(ガードケーブル)に準ずる。		
14	道路	13	4		防止柵工 (ガードパイプ立入防止柵)	3-3-10 防止柵工(ガードパイプ立入防止柵)に準ずる。		
14	道路	15	3		縁石工	3-3-8 縁石工に準ずる。		
14	道路	15	4		区画線工	3-3-12 区画線工に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
15	客土	3	客土工	大運搬	運搬土量	適宜測定する。	施工管理記録による。	合格判定値は設計土量以上とする。
				ほ場	運搬土量	適宜測定する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	合格判定値は設計土量以上とする。

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
16 暗渠排水	3 暗渠排水工	1		暗渠排水工 (吸水渠工) (集水渠工)	掘削深 疎水材の高さ	施工面積10ha未満は、 2ヶ所測定、10ha以上は、 10haにつき1ヶ所を追加す る。 適宜測定する。	施工管理記録によ るが場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
					施工延長 間隔			
16 暗渠排水	3 暗渠排水工	1	1	暗渠排水工 (補助暗渠工)	深さ	施工面積10ha未満は、 2ヶ所測定、10ha以上は、 10haにつき1ヶ所を追加す る。	施工管理記録によ るが場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
16 暗渠排水	3 暗渠排水工	1	2	暗渠排水工 (付帯明渠工)	延長 掘削幅 掘削深	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	
16 暗渠排水	3 暗渠排水工	1	3	暗渠排水工 (補水暗渠工)	延長 掘削幅 掘削深	適宜測定する。	原則として実測、場 合により施工管理記 録による。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
17	畑かん	5	2	硬質ポリ塩化ビニル管布設工	埋設深 基準高 中心線のズレ 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
17	畑かん	5	3	ダクト用 鋳鉄管布設工 強化プラスチック複合管布設工	埋設深 基準高 中心線のズレ 施工延長 ジョイント間隔	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレ、ジョイント間隔については適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
17	畑かん	5	4	鋼管布設工	埋設深 基準高 中心線のズレ 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 中心線のズレについては適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
17	畑かん	5	5	ポリエチレン管布設工		17-5-2 硬質ポリ塩化ビニル管布設工に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
18	5	2		硬質ポリ塩化ビニル管布設工		17-5-2 硬質ポリ塩化ビニル管布設工に準ずる。		
18	5	3	1	ダクタイル鋳鉄管布設工 強化プラスチック複合管布設工		17-5-3 ダクタイル鋳鉄管布設工に準ずる。		
18	5	4		鋼管布設工		17-5-4 鋼管布設工に準ずる。		
18	5	5		ポリエチレン管布設工		17-5-2 硬質ポリ塩化ビニル管布設工に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考	
19 農用地・草地工事	3 農用地整備工	2		改良山成工	層厚調整 表土扱 (仕上り厚さ)	施工面積30ha未満は、5ヶ所を適宜選定し、30ha以上は、10haにつき1ヶ所を追加する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。		
					施工面積	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。		
19 農用地・草地工事	4 農用地造成工	4		畑面処理工	耕起深	施工面積30ha未満は、5ヶ所を適宜選定し、30ha以上は、5haにつき1ヶ所を追加する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。		
					施工面積 土壌改良(PH)	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。		
19 農用地・草地工事	4 農用地造成工	5		改良山成工	層厚調整 表土扱 (仕上り厚さ)	施工面積30ha未満は、5ヶ所を適宜選定し、30ha以上は、10haにつき1ヶ所を追加する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。		
					施工面積	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。		
					耕起深	施工面積30ha未満は、5ヶ所を適宜選定し、30ha以上は、5haにつき1ヶ所を追加する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。		
					土壌改良(PH)	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。		
19 農用地・草地工事	5 草地整備工	1		起伏修正工(I)		19-4-4 畑面処理工に準ずる。			
					不陸均し	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。		
					牧草の生育	マメ科根長	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
						イネ科発芽個体数	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
出来ばえ	全ほ場、又は適宜選定する。	原則として目視及び観察、場合により施工管理記録による。							
19 農用地・草地工事	5 草地整備工	2		起伏修正工(II)		19-4-5 改良山成工に準ずる。			
					牧草の生育	マメ科根長	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
						イネ科発芽個体数	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
						出来ばえ	全ほ場、又は適宜選定する。	原則として目視及び観察、場合により施工管理記録による。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考	
19 農用地・草地工事	6 草地造成工	4		起伏修正工(I)		19-4-4 畑面処理工に準ずる。			
					不陸均し	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。		
					牧草の生育	マメ科根長	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
						イネ科発芽個体数	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
						出来ばえ	全ほ場、又は適宜選定する。	原則として目視及び観察、場合により施工管理記録による。	
19 農用地・草地工事	6 草地造成工	5		起伏修正工(II)		19-4-5 改良山成工に準ずる。			
					牧草の生育	マメ科根長	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
						イネ科発芽個体数	施工面積50ha未満は3箇所を適宜選定し、50ha以上は10haにつき1箇所を追加する。	施工管理記録によるが、場合によっては実測とする。	
						出来ばえ	全ほ場、又は適宜選定する。	原則として目視及び観察、場合により施工管理記録による。	
19 農用地・草地工事	7 暗渠排水工	1		暗渠排水工		16-3-1 暗渠排水工に準ずる。			
19 農用地・草地工事	10 石レキ除去工	1		石レキ除去工	除礫層深 施工面積	適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。		
19 農用地・草地工事	12 障害物工	1		障害物工	打込深 間隔 延長	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
19 農用地・草地工事	12 隔障物工	3	1	パドック工 (路床工)	基準高	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	支持力
					幅・長さ	適宜測定する。		
19 農用地・草地工事	12 隔障物工	3	2	パドック工 (凍上抑制層)	基準高	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
					幅・長さ	適宜測定する。		
					厚さ	適宜測定する。		
19 農用地・草地工事	12 隔障物工	3	3	パドック工 (路盤工)	基準高	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
					幅・長さ	適宜測定する。		
					厚さ	適宜測定する。		
19 農用地・草地工事	12 隔障物工	3	4	パドック工 (表層工)	幅・長さ	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
					厚さ	適宜測定する。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
			1	堆肥盤バンカーサイロ工 (土工)	基準高 幅・長さ	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。 適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	
			2	堆肥盤バンカーサイロ工 (凍上抑制基礎砂利工)	基準高 幅・長さ 厚さ	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。 適宜測定する。 適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
			3	堆肥盤バンカーサイロ工 (基礎砂利工)	基準高 幅・長さ 厚さ	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。 適宜測定する。 適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
			4	堆肥盤バンカーサイロ工 (コンクリート床版工)	基準高 幅・長さ 厚さ 高さ	施工面積500㎡につき3箇所以上測定する。 施工面積500㎡未満は3箇所測定する。 適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
20	1	3		植栽工	植付本数 間隔 施工延長 高木(3m以上) 中低木(3m未満) 寸法 植付断面 支柱材料等囲い (冬囲い・風囲い) 土壌調査 (PH測定)	適宜測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
21	地すべり防止工	9	抑止アンカー工	抑止アンカー工	削孔深さ 計画アンカー軸との 傾角・水平角誤差 アンカーポイントの 配置誤差	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	資材検収 品質管理

別表第2
(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
23 区画 整理 工事	3 整 地 工	2		整地工	均平度	適宜決定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	
					表土厚	施工面積20ha未満は、4耕区を適宜選定し、20ha以上は、20haにつき1耕区を追加する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
23 区画 整理 工事	3 整 地 工	2	1	整地工 (反転均平整地)	均平度	適宜決定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	
					耕起深	施工面積20ha未満は、4耕区を適宜選定し、20ha以上は、20haにつき1耕区を追加する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
23 区画 整理 工事	3 整 地 工	2	2	整地工 (区画形状)	区画辺長	適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
23 区画 整理 工事	3 整 地 工	2	3	整地工 (施工面積)	施工面積	適宜決定する。	施工管理記録による。	
23 区画 整理 工事	3 整 地 工	2	4	整地工 (支線農道)	基準高 幅員 敷砂利厚 敷砂利幅 施工延長	適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
23 区画 整理 工事	4 畦 畔 工	1		畦畔工	高さ 幅	適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
23 区画 整理 工事	8 用 水 路 工	2		プレキャスト水路工		適宜決定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
23 区画 整理 工事	10 排 水 路 工		1	素掘側溝工		23-8-2 プレキャスト水路工に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
24	4	3	1	施工 (路盤処理アーマーコート工法) ※加熱混合型工法はアス舗装工事を適用	厚さ 基準高 幅 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。 厚さについては施工面積1,000㎡につき1箇所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積1,000㎡未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
24	4	3	2	施工 (表面処理)	幅 施工延長	施工延長おおむね500～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
25	5	3		捨石工	基準高 天端幅 天端延長 法長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	5	4		場所打コンクリート工	基準高 幅 高さ 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	6	5	1	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	ブロック幅 ブロック厚 基準高 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	6	5	2	海岸ブロック工	基準高 法長 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
25	6	6		コンクリート被覆工	基準高 法長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
					厚さ 裏込材厚	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	
					延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
25	7	2		コンクリート被覆工	基準高 幅	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
					厚さ 基礎厚	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	
					延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
25	7	3		アスファルト被覆工	基準高 幅	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
					厚さ 基礎厚	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	
					延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	
25	8	3		波返工	基準高 幅 高さ 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
25	9	4		コンクリート被覆工		25-6-6 コンクリート被覆工に準ずる。		
25	9	5		アスファルト被覆工		25-6-6 コンクリート被覆工に準ずる。		

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
25	10	3		捨石工	基準高 法長 天端幅 天端延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	10	4		根固めブロック工	ブロック幅 ブロック厚 基準高 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
25	14	5	1	洗堀防止工	幅 延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		1	ケーソン工 (ケーソン工制作)	高さ 幅 長さ 壁厚 底版厚 フーチング高さ パラストの基準高	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する 出入 据付目地間隔	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート工 海岸コンクリートブ ロック工	基準高 幅 長さ 長さ	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収

別表第2
(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
25	15		4	セルラー工 (セルラー制作)	高さ 幅 長さ 壁厚	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する。	施工管理記録による が場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		5	セルラー工 (セルラー据付)	法線に対する出入 隣接ブロックとの間隔	施工延長100mにつき1箇 所以上測定する。 ただし、施工延長100m未 満は2箇所測定する。	施工管理記録による が場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		6	セルラー工 (セルラーブロック制 作)	高さ 幅 長さ 壁厚 対角線	5個につき1箇所以上測定 する。	施工管理記録による が場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		7	セルラー工 (セルラーブロック据 付)	隣接目地間隔 法線方向の出入	施工延長100mにつき1箇 所以上測定する。 ただし、施工延長100m未 満は2箇所測定する。	施工管理記録による が場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		8	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート工 海岸コンクリートブ ロック工	基準高 幅 厚さ 長さ	施工延長100mにつき1箇 所以上測定する。 ただし、施工延長100m未 満は2箇所測定する。	施工管理記録による が場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収
25	15		9	方塊直積消波ブロッ ク制作	高さ 幅 長さ	10個につき1個以上測定 する。	施工管理記録による が場合によっては 実測とする。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
25	15		10	方塊直積消波ブロック据付	隣接目地間隔 法線方向の出入	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
25	15	3		海岸ブロック工	基準高 天端幅 天端延長	施工延長100mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収

別表第2

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

章	節	条	枝番	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
26	ため池改修工事	3	10	堤体盛立工	基準高 堤幅 法長 施工延長	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により施工管理記録による。	品質管理 資材検収
26	ため池改修工事	5	1	洪水吐工	基準高 幅 厚さ 中心線のズレ スパン長 施工延長(又は長さ)	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。 箇所単位のものについては構造図の寸法表示箇所を適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
26	ため池改修工事	6	1	取水施設工	基準高 幅 厚さ 高さ 中心線のズレ 施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。 箇所単位のものについては構造図の寸法表示箇所を適宜測定する。	施工管理記録によるが場合によっては実測とする。	品質管理 資材検収
26	ため池改修工事	6	4	土砂吐ゲート工		26-6-1 取水施設工に準ずる。		

別表第2

・施設機械工事関係は農林水産省制定「施設機械工事等施工管理基準」IV施設機械工事等検査基準別表第2を読替えて使用する。

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
1	水門設備				
2	ゴム引布製起伏ゲート設備				
3	用排水ポンプ設備				
4	除塵設備				
5	ダム管理設備				

別表第2

・施設機械工事関係は農林水産省制定「施設機械工事等施工管理基準」IV施設機械工事等検査基準別表第2を読替えて使用する。

(次表の検査対象を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査対象及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。)

	工種	検査内容	検査対象	摘要	参考
6	水管橋設備及び添架管設備				
7	電気設備				
8	水管理制御システム				

(空白)